

平成17年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I	平成17年分所得税の改正事項	1 ページ
II	平成16年度の改正事項のうち、平成17年分の所得税から適用される主なもの	7 ページ
III	平成17年度の改正事項のうち、平成18年分の所得税から適用される主なもの	8 ページ
○	この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
	所法	所得税法
	所令	所得税法施行令
	措法	租税特別措置法
	措令	租税特別措置法施行令
	平成17年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則
	平成17年改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第98号)附則
	平成17年改正措令附則	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則
	負担軽減措置法	経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律
	平成16年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)附則

- この説明書は、平成17年4月1日現在の平成17年分の所得税関係の税制改正のあらましについて説明したものです。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(所得税担当)におたずねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。
- 税金に関する疑問については、タックスアンサーをご利用ください。

国税庁ホームページ 【<http://www.nta.go.jp>】
 タックスアンサーホームページ 【<http://www.taxanswer.nta.go.jp>】

I 平成17年分所得税の改正事項

1 社会保険料控除の改正

① 確定申告により国民年金保険料等(※)に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類を、確定申告書を提出する際に添付又は提示することとされました(所法120、所令262)。

※ 「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。②において同じです。

《適用時期》

この改正は、平成17年分以後の所得税について適用されます。なお、平成17年分の所得税に係る確定申告書を平成17年3月31日以前に提出した場合には、国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類の添付又は提示は不要です(平成17年所法等改正法附則6)。

② 給与所得者が年末調整において、国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類を、年末調整の際に提出する給与所得者の保険料控除申告書に添付又は提示することとされました(所法196、所令319)。

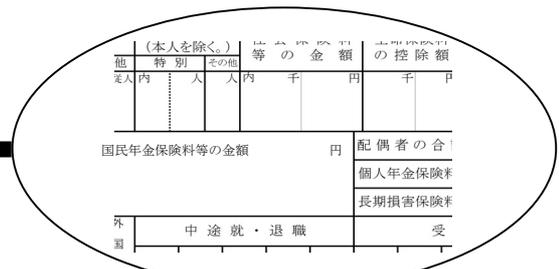
また、年末調整において、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等の金額がある場合には、源泉徴収票に「国民年金保険料等の金額」を記載することとされました(下図参照)。

《適用時期》

この改正は、平成17年分以後の所得税について適用されます。なお、平成17年3月31日以前に年末調整を行った場合には、国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類の添付又は提示は不要です(平成17年所法等改正法附則8)。

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	氏名	〒	住所
種別	支払金額	給与所得控除の合計額	源泉徴収税額
国民年金保険料等の控除額	国民年金保険料等の金額		



2 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正（措法41、措令26）

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、その適用対象となる中古住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の中古住宅が加えられました。

なお、これに伴い耐震基準に適合することを証する書類として「耐震基準適合証明書」の様式が定められました（平成17年国土交通省告示394号）。

《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後に中古住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用されます（平成17年改正措令附則12）。

（参考）平成16年度の税制改正による平成17年から平成20年までに居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率は次のとおりです。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成17年	10年間	4,000万円以下の部分	・1年目から8年目まで 1% ・9年目及び10年目 0.5%
平成18年	同上	3,000万円以下の部分	・1年目から7年目まで 1% ・8年目から10年目まで 0.5%
平成19年	同上	2,500万円以下の部分	・1年目から6年目まで 1% ・7年目から10年目まで 0.5%
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	・1年目から6年目まで 1% ・7年目から10年目まで 0.5%

3 寄付金控除の改正（所法78）

寄付金控除について、控除対象限度額が総所得金額等の100分の30相当額（これまでは100分の25相当額）に引き上げられました。

《適用時期》

この改正は、平成17年分以後の所得税について適用されます（平成17年所法等改正法附則2）。

4 政党等寄付金特別控除の改正（措法41の18②）

平成21年12月31日までに支出した寄付金に係る政党等寄付金特別控除について、税額控除の計算の対象となる寄付金の合計額が総所得金額等の100分の30相当額（これまでは100分の25相当額）に引き上げられました。

《適用時期》

この改正は、平成17年分以後の所得税について適用されます（平成17年所法等改正法附則15）。

5 外国税額控除の改正（所法44の2、95）

外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後にその適用を受けた外国所得税の額が減額された場合のその減額されることとなった日の属する年分における外国税額控除の適用及び所得金額の計算に関して、次のとおり調整する規定の整備が図られました。

- ① 外国所得税の額が減額された場合には、その減額されることとなった日の属する年（以下「減額に係る年」といいます。）において納付することとなる外国所得税の額（以下「納付外国所得税額」といいます。）からその減額された外国所得税の額（以下「減額外国所得税額」といいます。）に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき外国税額控除の規定を適用します。
- ② 減額に係る年に納付外国所得税額がない場合又は納付外国所得税額が減額外国所得税額に満たない場合には、減額に係る年の前年以前3年内の各年の繰越外国所得税額から控除します。
- ③ 減額外国所得税額のうち上記①及び②の調整に充てられない部分の金額がある場合には、当該金額を減額に係る年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

《適用時期》

上記①から③の改正は、平成17年4月1日以後に外国所得税の額が減額される場合について適用されます（平成17年所法等改正法附則4、5）。

6 有限責任事業組合契約に関する法律の制定に伴う改正

① 有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例の創設（措法27の2）

有限責任事業組合契約に関する法律に規定する有限責任事業組合契約を締結している組合員である個人の当該組合事業から生じる不動産所得、事業所得又は山林所得の損失額について、その組合事業に係る当該個人の出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分に相当する金額は、必要経費に算入しないこととされました。

② 有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書の創設（所法227の2）

有限責任事業組合の会計帳簿を作成する組合員は、有限責任事業組合の各組合員に係る組合員所得に関する計算書を、組合契約に定める計算期間の終了の日の属する年の翌年1月31日までに、当該組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に提出することとされました。

《適用時期》

上記①及び②の改正は、有限責任事業組合契約に関する法律の施行の日から適用されます（平成17年所法等改正法附則1）。

7 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の改正（措法41の14）

先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、特例の適用対象に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引をし、かつ、当該取引所金融先物取引の差金等決済をした場合の当該差金等決済に係る当該取引所金融先物取引による事業所得及び雑所得が加えられました。

《適用時期》

この改正は、平成17年7月1日以後に行う取引所金融先物取引の差金等決済について適用されます（平成17年所法等改正法附則28）。

8 その他の主な改正事項

＜事業所得等関係＞

（減価償却等関係）

(1) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の4）について、次の改正が行われました。

① 中小企業経営革新支援法及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置を廃止するとともに、適用対象に次の機械装置が加えられました。

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って一定の中小企業者が取得する機械装置

ロ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する一定の中小企業者が設立5年以内に取得する機械装置

《適用時期》

この改正は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする事業基盤強化設備について適用されます（平成17年所法等改正法附則16）。

② 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。

(2) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の5）について、中小企業経営革新支援法に係る措置を廃止するとともに、沖縄振興特別措置法に規定する特定中小企業者が同法の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する承認経営革新計画に従って取得する機械装置、器具備品及び建物等につき特別償却又は所得税額の特別控除の選択適用（リース資産についても所得税額の特別控除の適用）を認めることとされました。

《適用時期》

この改正は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をする経営革新設備等について適用されます（平成17年所法等改正法附則17）。

(3) 特定設備等の特別償却（措法11）について、次の改正が行われました。

① 公害防止用設備の特別償却制度について、機械装置等に係る償却割合が100分の14（これまでは100分の16）に、一定の構築物に係る償却割合が100分の10（これまでは100分の12）にそれぞれ引き下げられました。

② 船舶等の特別償却制度について、次のとおり見直されました。

イ 対象設備等について、環境への負荷の低減に資するものに限定するとともに、機械その他の設備が除外されました。

ロ 船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものの償却割合の上乗せ措置が廃止されました。

(4) 地震防災対策用資産の特別償却（措法11の2）について、対象地域の見直しを行うとともに、償却割合を100分の8（これまでは100分の9）に引き下げた上、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。

(5) 事業革新設備の特別償却（措法11の4）について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。

(6) 特定電気通信設備等の特別償却（措法11の6）について、電気通信利便性充実設備に係る措置につき、償却割合を100分の5（これまでは100分の6）に引き下げた上、その適用期限が平成18年5月31日まで延長されました。

(7) 商業施設等の特別償却（措法11の7）について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。

- (8) 製造過程管理高度化設備等の特別償却（措法11の8）について、機械装置に係る償却割合を100分の10（これまでは100分の12）に、建物等に係る償却割合を100分の5（これまでは100分の6）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。
- (9) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法12）について、次の改正が行われました。
- ① 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、機械装置に係る償却割合が100分の10（これまでは100分の11）に引き下げられました。
 - ② 離島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却について、機械装置に係る償却割合が100分の10（これまでは100分の11）に、建物等に係る償却割合が100分の6（これまでは100分の7）にそれぞれ引き下げられました。
- (10) 医療用機器等の特別償却（措法12の2）について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。
- (11) 特定医療用建物の割増償却等（措法12の3）について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。
- (12) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等（措法13）について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。
- (13) 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却（旧措法13の2）について、中小企業経営革新支援法に関する措置が廃止されるとともに、**経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却（措法13の2）**に改組されました。
- (14) 農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却（措法13の3）について、新たに農業を開始しようとする者が取得する機械装置等に係る割増率を100分の20（これまでは100分の30）に引き下げた上、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。
- (15) 優良賃貸住宅等の割増償却等（措法14）について、特定優良賃貸住宅に係る措置の割増率を耐用年数35年未満であるものにあつては100分の15（これまでは100分の21）に、耐用年数35年以上であるものにあつては100分の20（これまでは100分の28）にそれぞれ引き下げた上、高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置及び改良優良賃貸住宅に係る措置の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。
- (16) 特定再開発建築物等の割増償却（措法14の2）について、次のとおり見直された上、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。
- ① 対象建築物等から都市再開発法に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる再開発事業により整備される建築物が除外されました。
 - ② 雨水貯留・利用浸透施設に係る措置について、対象建築物等に雨水を浸透する一定の建築物が加えられました。
 - ③ 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に基づいて行われる都市再生整備事業により整備される一定の建築物につき、5年間普通償却限度額の100分の50の割増償却を認める措置が加えられました。
《適用時期》
上記③の改正は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する日以後に取得又は新築をする特定再開発建築物等について適用されます（平成17年所法等改正法附則18）。
- (17) 倉庫用建物等の割増償却（措法15）について、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の制定に伴い、対象となる事業者にあつては同法に規定する認定又は確認を受けた者に、対象となる倉庫用建物等にあつては同法に規定する認定総合効率化計画に記載されたものにそれぞれ限定することとされました。
《適用時期》
この改正は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行の日以後に取得又は建設をする倉庫用建物等について適用されます（平成17年所法等改正法附則18）。
- (18) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却（旧措法18）について、平成17年3月31日をもって廃止されました。
- （準備金関係）
- (1) 特定災害防止準備金（措法20の2）について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。
 - (2) 日本国際博覧会出展準備金（旧措法20の5）について、所要の経過措置を講じた上、廃止されました。

(その他)

- (1) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（措法25）について、その適用期限が平成20年まで3年延長されました。
- (2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例（措法26）について、障害者自立支援法の制定に伴い、適用対象となる社会保険診療の範囲が見直されました。
《適用時期》
この改正は、平成17年10月1日以後に行われる社会保険診療について適用されます（平成17年所法等改正法附則20）。

<譲渡所得等関係>

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）について、適用対象に都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の要件を満たす都市再生整備事業の認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものが加えられました。
《適用時期》
この改正は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する日以後に行う優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用されます（平成17年所法等改正法附則21）。
- (2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の2）について、適用対象に地方公共団体又は一定の景観整備機構が景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために景観計画区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合が加えられました。
《適用時期》
この改正は、平成17年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます（平成17年所法等改正法附則21）。
- (3) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の3）について、適用対象に農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により農用地区域内にある一定の土地等を特定農業法人に譲渡した場合が加えられました。
《適用時期》
この改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます（平成17年所法等改正法附則21）。
- (4) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の6）について、適用対象となる買換資産の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の耐火建築物が加えられました。
《適用時期》
この改正は、平成17年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年4月1日以後に買換資産の取得をする場合について適用されます（平成17年改正措令附則9）。
- (5) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の9の2）について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。
- (6) 公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例（旧措法37の10②）が廃止されました。
- (7) 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の創設（措法37の10の2）
特定管理株式（※）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定管理株式を発行した株式会社の清算終了等の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として一定の方法により計算された金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができることとされました。
※ 「特定管理株式」とは、特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、当該上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き特定管理口座（当該特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき当該特定口座から移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいいます。）において保管の委託がされている当該内国法人の株式をいいます。
《適用時期》
この改正は、平成17年4月1日以後に特定口座内保管上場株式等につき上場株式等に該当しないこととなった場合について適用されます（平成17年所法等改正法附則22）。

(8) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11）について、適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、登録郵政公社に対する公募株式等証券投資信託の受益証券の譲渡で一定のものが加えられました。

《適用時期》

この改正は、平成17年10月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用されます（平成17年所法等改正法附則23）。

(9) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措法37の11の3）について、次の改正が行われました。

① 特定口座の取扱者の範囲に、登録郵政公社が加えられました。

《適用時期》

この改正は、平成17年10月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用されます（平成17年所法等改正法附則23）。

② 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、特定口座内保管上場株式等を証券業者に貸し付けた場合における当該貸付契約に基づき返還される一定の上場株式等が加えられました（措令25の10の2）。

《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後に貸し付ける特定口座内保管上場株式等について適用されます（平成17年改正措令附則10）。

③ 平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に限り、一定の要件の下で、特定口座に自己が保管する上場株式等を実際の取得日及び取得価額で受け入れることができることとされました（平成17年改正措令附則11）。

(10) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法37の13）について、次の改正が行われました。

① 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置に代わり、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に係る措置が講じられました。

《適用時期》

この改正は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日以後に払込みにより取得をする特定株式について適用されます（平成17年所法等改正法附則25）。

② 適用対象となる特定中小会社の範囲に、地域再生法の認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社で一定の要件を満たす株式会社を加えられました。

《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後に払込みにより取得をする特定株式について適用されます（平成17年所法等改正法附則25）。

(11) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の13の3）について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。

<その他>

(1) 退職所得（所法30）について、退職手当等とみなす一時金の退職所得控除額に係る勤続年数の計算の基礎となる期間に、確定拠出年金法の脱退一時金相当額等の移換の規定により通算加入者等期間に算入された期間を含めることとされました（所令69）。

《適用時期》

この改正は、平成17年10月1日以後適用されます（平成17年改正所令附則1）。

(2) 一時所得（所法34）について、生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算上収入金額から控除される支出した金額について、企業年金連合会又は厚生年金基金から確定給付企業年金に移換された年金給付等積立金等のうち加入者が負担した部分に相当する金額をその支出した金額に算入しないこととする等の所要の規定の整備が図られました（所令183）。

《適用時期》

この改正は、平成17年10月1日以後適用されます（平成17年改正所令附則1）。

(3) 雑所得（所法35）について、公的年金等に係る雑所得の金額の計算における確定給付企業年金の額から控除する加入者が負担した金額の計算については、加入者が負担した金額から、企業年金連合会又は厚生年金基金から確定給付企業年金に移換された年金給付等積立金等のうち加入者が負担した部分に相当する金額を除くこととされました（所令82の3）。

《適用時期》

この改正は、平成17年10月1日以後適用されます（平成17年改正所令附則1）。

- (4) 民法組合等の組合員である非居住者又は外国法人が、その組合契約に基づいて国内において行う組合事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるものについては、20%の税率により源泉徴収を行うこととされました（所法7、161、178、180、212、214）。

《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後に開始する組合契約に定める計算期間において生ずる利益について適用されます（平成17年所法等改正法附則3）。

- (5) 支払調書及び支払通知書（所法225）について、次の改正が行われました。

- ① 民法組合等の組合員である非居住者又は外国法人に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書（「非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書」）が創設されました。

《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後に開始する組合契約に定める計算期間において生ずる利益について適用されます（平成17年所法等改正法附則3）。

- ② 支払調書の提出の対象となる生命保険金に類する給付に、確定拠出年金法の企業型年金規約に係る脱退一時金を含めることとされました（所令351）。

《適用時期》

この改正は、平成17年10月1日以後適用されます（平成17年改正所令附則1）。

- (6) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例（措法9の6）について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。

- (7) 山林所得に係る森林計画特別控除（措法30の2）について、その適用期限が平成19年まで2年延長されました。

- (8) ハンセン病の患者であった者で国立ハンセン病療養所等に入所したことがない一定の者に対してハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定する福祉の増進の措置として国から支給される非入所者給与金については、所得税を課さないこととされました（措法41の8）。

- (9) 次に掲げる調書等の提出の特例について、一定の要件の下で、光ディスクによる提出ができることとされました。

- ① 支払調書等の提出の特例（所法228の3、相続税法59）

- ② 特定口座年間取引報告書の提出の特例（措法37の11の3）

- ③ 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書等の提出の特例（措法41の12）

- ④ 先物取引に関する調書の提出の特例（措法41の14）

- ⑤ 国外送金等調書の提出の特例（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律4）

《適用時期》

これらの提出は、平成17年9月1日以後に行うものについて適用されます（平成17年所法等改正法附則9、13、24、27、28、59）。

- (10) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録又は当該電磁的記録を出力した書面等について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定める要件に適合した保存が行われていない場合には、保存義務者に係る所得税の青色申告の承認の取消し等の対象とすることとされました（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律11）。

《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用されます（平成17年所法等改正法附則60）。

II 平成16年度の改正事項のうち、平成17年分の所得税から適用される主なもの

- (1) 公的年金等控除の改正（所法35、措法41の15の2）

雑所得の金額の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、年齢65歳以上の者に対して上乗せして適用される部分が廃止されましたが、最低控除額70万円については、年齢65歳以上の者について50万円加算し、120万円とする特例措置が講じられました（平成16年所法等改正法附則2）。

- (2) 老年者控除の廃止（旧所法2、80）

老年者控除について、平成16年分をもって廃止されました（平成16年所法等改正法附則2）。

なお、これに伴い、平成17年分の給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票から「老年者」欄が削除されました。

(3) 公的年金等に係る源泉徴収の改正（所法169、203の3、213）

上記(1)及び(2)の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収について、公的年金等の支払額からの控除額等の見直しを行うこととされました（平成16年所法等改正法附則7）。

(4) 青色申告特別控除の改正（措法25の2）

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を65万円（これまでは55万円）に引き上げることとされました。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置（45万円の控除）は、廃止されました（平成16年所法等改正法附則26、63）。

III 平成17年度の改正事項のうち、平成18年分の所得税から適用される主なもの

(1) 定率減税額の引下げ（負担軽減措置法6、7、12、14、別表第1～別表第3）

① 定率減税の額について、次のように引き下げられ、平成18年分以後の所得税について適用することとされました（平成17年所法等改正法附則61）。

(改正前)	(改正後)
所得税額の20%相当額	所得税額の10%相当額
〔 20%相当額が25万円を 超える場合には、25万円 〕	〔 10%相当額が12万5千円を 超える場合には、12万5千円 〕

② 上記①の改正に伴い、給与等に係る源泉徴収税額表及び公的年金等に係る源泉徴収すべき所得税の額から控除する公的年金等定率控除額について、定率減税の額の引下げを織り込んだものに改められることとされ、平成18年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用することとされました（平成17年所法等改正法附則63、64）。

(2) 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除の創設（措法10の7）

① 青色申告書を提出する個人の平成18年から平成20年までの各年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される一定の教育訓練費の額が、その年の前2年以内の各年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の平均額を超える場合には、その超える部分の金額の100分の25相当額の所得税額の特別控除を認めることとされました。ただし、その年分の事業所得の金額に係る所得税額の100分の10相当額が限度とされます。

② 青色申告書を提出する中小企業者に該当する個人については、上記①の制度の適用に代えて、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される一定の教育訓練費の額に対し次の割合による所得税額の特別控除を選択適用することを認めることとされました。ただし、その年分の事業所得の金額に係る所得税額の100分の10相当額が限度とされます。

イ 教育訓練費増加割合（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその年の前2年以内の教育訓練費の平均額を控除した金額のその平均額に対する割合）が100分の40以上100分の20

ロ 教育訓練費増加割合が100分の40未満 教育訓練費増加割合に0.5を乗じた割合

(3) 特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設（措法41の4の2）

不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等（外国におけるこれに類似するものを含みます。）の個人組合員（組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除きます。）が、平成18年以後の各年において、その年分の不動産所得の金額の計算上、組合事業から生じた不動産所得の損失額については、生じなかったものとみなす措置が講じられました。

(4) 外国税額控除について、外国税額控除の対象となる外国所得税には、租税条約の規定において外国税額控除の適用に当たって考慮しないものとされた税を含まないこととされました（所令221、平成17年改正所令附則5）。

(5) 金融類似商品に係る収益に対する分離課税等の適用対象に、外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により他の外国通貨に換算して支払うこととされているものの一定の差益が加えられ、平成18年1月1日以後に預入をする預貯金で同日以後に支払を受けるべき差益について適用することとされました（所法174、平成17年所法等改正法附則7）。